

那覇市土木工事における週休２日交替制モデル工事の実施要領（試行）

1. 目的

公共工事は、公共性のある施設や工作物に関する建設工事や施設、工作物の維持管理工事等、多岐にわたる。

道路、河川等の公共性のある施設の維持管理は緊急性が高く、休日作業が必要な場合もある。また、社会的要請や現場条件の制約等を受ける工事は、現場閉所を行うことが困難な場合もある。

今般、建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備として、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休２日の実現に取り組むこととするものである。

2. 対象工事

本市（上下水道局除く）が発注する土木工事標準積算基準を適用した土木工事で、「那覇市土木工事における週休２日試行工事の実施要領」（令和７年７月１日適用）に基づく週休２日試行工事の実施が困難となる工事のうち、以下に該当する工事については週休２日交替制適用工事として発注することを原則とする。

- ・道路・河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（以下「現場閉所困難工事」という。）

なお、完全週休２日交替制Ⅰ型とは月単位の週休２日交替制が前提となり、完全週休２日交替制Ⅱ型とは通期の週休２日交替制が前提となる。

3. 発注方式

（１）完全週休２日交替制Ⅰ型

受注者が、完全週休２日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休２日交替制は必須）

（２）完全週休２日交替制Ⅱ型

受注者が、完全週休２日交替制及び月単位の週休２日交替制の取り組みについて、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休２日交替制は必須）

4. 用語の定義

（１）週休２日交替制

完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。

月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は含まない。

5. 週休2日の達成判断

①完全週休2日交替制とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。

②月単位の週休2日交替制とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

③通期の週休2日交替制とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

6. 積算方法

(1) 補正係数

週休2日交替制適用工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【完全週休2日交替制適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.03

【月単位の週休2日交替制適用工事】

- ・労務費 1.02
- ・現場管理費率 1.02

(2) 補正方法

① 完全週休2日交替制Ⅰ型

特記仕様書、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休2日交替制の取組について協議することを明記するとともに、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「那覇市土木工事における週休2日試行工事の実施要領」（令和7年7月1日適用）

別紙１、２に示す補正係数を各経費に乘じる。) 予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後に完全週休２日交替制が未達成のもの又は完全週休２日交替制の取組を希望しないものは、月単位の週休２日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休２日が未達成のものについては、月単位の週休２日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休２日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休２日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

② 完全週休２日交替制Ⅱ型

特記仕様書、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休２日交替制及び月単位の週休２日交替制の取組について協議することを明記するとともに、完全週休２日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上にあたっては、「那覇市土木工事における週休２日試行工事の実施要領」（令和７年７月１日適用）別紙１、２に示す補正係数を各経費に乘じる。）予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後に完全週休２日交替制が未達成のもの又は完全週休２日交替制を希望しないものは、月単位の週休２日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休２日が未達成のもの又は月単位の週休２日交替制を希望しないものについては、月単位の週休２日交替制の補正係数も除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休２日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、完全週休２日交替制及び月単位の週休２日交替制に関する点数を減ずる措置は行わない。

７．技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

書類の作成負担等にも考慮し、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

発注者による休日率の確認は月１回程度を目安とし、週休２日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

8. 対象工事である旨等の明示

- ① 週休2日交替制適用工事の対象とし、技術者及び技能労働者の休日率の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書、入札説明書等に対象工事である旨を明記するものとする。
- ② 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交代制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ③ やむを得ず交代制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

9. 工事成績評定

(1) 他の模範となるような月単位の週休2日交替制を達成した場合

評価方法：下記項目にて評価する。また、(2)の各項目においても評価する。

①現場監督員

- 5. 創意工夫

- I. 創意工夫

- 【働き方改革】 - ☒他の模範となるような月単位の週休2日交替制を達成。

(2) 月単位の週休2日交替制を達成した場合

評価方法：下記項目にて評価する。

①現場監督員

- 2. 施工状況

- II. 工程管理 - ☒休日の確保を行っている。（月単位の週休2日交替制を達成した。）

②主任監督員

- 2. 施工状況

- II. 工程管理 - ☒工程管理に係る積極的な取組が見られた。（月単位の週休2日交替制を達成し、かつ工期内に工事を完成させた。）

10. 入札公告記載例

【完全週休2日交替制I型の場合】

1 入札に付する事項 - (13)その他 - 週休2日交替制試行工事

本工事は、受注者が、完全週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日交替制は必須）の試行工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。

【完全週休2日交替制Ⅱ型の場合】

1 入札に付する事項- (13)その他 - 週休2日交替制試行工事

本工事は、受注者が、完全週休2日交替制および月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日交替制は必須）の試行工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。

11. 特記仕様書記載例

第〇条 完全週休2日交替制Ⅰ型

本工事は、受注者が、完全週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（月単位の週休2日交替制は必須）の試行工事である。

完全週休2日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。

月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

受注者は、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を発注者へ提示し、休日率の状況を確認するものとする。週休2日交替制の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には減点を行う。

「週休2日補正係数」については、完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成のもの又は完全週休2日交替制の取組を希望しないものは、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、月単位の週休2日交替制の補正係数を除した変更を行うものとする。

なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「那覇市土木工事における週休2日試行工事の実施要領」（令和7年7月1日適用）別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。

完全週休2日交替制補正係数

対象期間内の全ての週で休日率が28.5%（2日/7日）以上の場合。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているとみなす。

①労務費1.02、②現場管理費率1.03

月単位の週休2日交替制補正係数

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の場合

①労務費1.02、②現場管理費率1.02

工事現場の公衆の見やすい場所に週休2日の取得状況を掲示するものとする。

週休2日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

第〇条 完全週休2日交替制Ⅱ型

本工事は、受注者が、完全週休2日交替制および月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日交替制は

必須) の試行工事である。

完全週休 2 日交替制とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら 1 週間に 2 日間以上の休日を確保する取組をいう。

月単位の週休 2 日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。

通期の週休 2 日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。

受注者は、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を発注者へ提示し、休日率の状況を確認するものとする。週休 2 日交替制の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には減点を行う。

「週休 2 日補正係数」については、完全週休 2 日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたくて予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後に完全週休 2 日交替制が未達成のもの又は完全週休 2 日交替制を希望しないものは、月単位の週休 2 日交替制の補正係数に変更するものとし、月単位の週休 2 日が未達成のもの又は月単位の週休 2 日交替制を希望しないものについては、月単位の週休 2 日交替制の補正係数も除した変更を行うものとする。

なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、「那覇市土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領」（令和 7 年 7 月 1 日適用）別紙 1、2 に示す補正係数を各経費に乗じる。

完全週休 2 日交替制補正係数

対象期間内の全ての週で休日率が 28.5%（2 日/7 日）以上の場合。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、週 2 回の夜間で休みを取得していれば、完全週休 2 日を達成しているとみなす。

①労務費 1. 0 2、②現場管理費率 1. 0 3

月単位の週休 2 日補正係数

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合が、28.5%（8 日/28 日）以上の場合

① 労務費 1. 0 2、②現場管理費率 1. 0 2

工事現場の公衆の見やすい場所に週休 2 日の取得状況を掲示するものとする。

週休 2 日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

12. 留意事項

週休 2 日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、沖縄県土木建築部参考送付の「土木工事における適正な工期設定指針について」（令和 6 年 6 月 24 日付け土技第 384 号）に基づき、適正に工期設定を行うこととする。

附則

1. 本要領は令和 7 年 7 月 1 日以降予算の執行伺いを決裁する工事から適用する。
2. 「那覇市土木工事における週休 2 日交替制モデル工事の実施要領(試行)」（令和 7 年 4 月 1 日適用）（以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、令和 7 年 6 月 30 日までに予算の執行伺いを決裁する工事については、旧要領による。